

八戸市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関から変更する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月18日

八戸市長 熊谷 雄一

区分	居宅介護事業者 (介護予防事業者)		居宅介護事業所 (介護予防事業所)		変更年月日
	名称	主たる事務所の 所在地	名称	所在地	
変更前	株式会社ケーライ ブ	八戸市岬台1丁目 6-15	ケーライブ八戸ケ アセンター	八戸市南類家一丁目 11-1 ココハウスマイC-2	令和8年2月16日
変更後				八戸市南類家一丁目 11-1 ココハウスマイC-1	